

(案)

中部国際空港将来構想推進調整会議設置要綱

(目 的)

第1条 中部国際空港の将来構想について、地域関係者が情報を共有し、具体的な検討・調整を進めるため、中部国際空港将来構想推進調整会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(業 務)

第2条 推進会議は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 中部国際空港の将来構想に関連する諸課題の情報共有
- (2) 中部国際空港の将来構想に関連する検討・調整
- (3) その他必要な事項

(構 成)

第3条 推進会議は、次に掲げる職にある者により構成する。

- (1) 愛知県知事
- (2) 岐阜県知事
- (3) 三重県知事
- (4) 名古屋市長
- (5) 名古屋商工会議所会頭
- (6) 一般社団法人中部経済連合会会長
- (7) 中部国際空港株式会社代表取締役社長

2 推進会議は、必要に応じ、その構成員以外の者の参加を求めることができる。

(運 営)

第4条 推進会議は、愛知県知事が招集し、その会長となる。

(部会等)

第5条 必要に応じ、会議に部会等を置くことができる。

2 部会等は、会長の要請に基づく検討等を行うものとし、その運営については会長が別に定める。

(公 開)

第6条 推進会議については、公開とすることが適当でない情報を除き、原則として公開とする。

(案)

(事務局)

第7条 推進会議に関する事務は、愛知県都市・交通局及び中部国際空港株式会社地域共生部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月29日から施行する。